「□ DE Germany **is not designated** for any kind of national protection
□ JP Japan **is not designated** for any kind of national protection
□ KR Republic of Korea **is not designated** for any kind of national protection
□ RU Russian Federation **is not designated** for any kind of national protection」

に、「*The check-boxes above may be used to exclude (irrevocably) the designations concerned in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of an earlier national application from which priority is claimed. See the Notes to Box No. V as to the consequences of such national law provisions in these and certain other States.*」を「*The check-boxes above may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing, the international application contains in Box No. VI a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application. See the Notes to Box No. V as to the consequences of such national law provisions in these States.*」に改める。

（特許登録令施行規則の一部改正）

**第二条**　特許登録令施行規則（昭和三十五年三月三十日通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「の別表第一の第十一号の㈢」を「別表第一第十三号㈢」に改める。

**附　則**

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号の規定は、平成十七年十月一日以後にされた国際出願について適用する。

## ○経済産業省・国土交通省令第二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十五条の規定を実施するため、火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則を次のように制定する。

平成十八年三月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　北側　一雄

火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則

（公告及び予告）

**第一条**　主務大臣は、火薬類取締法（以下「法」という。）第五十五条第一項の意見の聴取（主務大臣がした処分に係るものに限る。以下「意見聴取会」という。）をしようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限の日の七日前までに公告しなければならない。

2　意見聴取会において意見を述べようとする者は、前項の規定により公告された期限までに、次に掲げる事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　職業及び略歴
三　意見の要旨及び理由

3　法第五十五条第一項の予告は、意見聴取会の期日の七日前までに行わなければならない。

（利害関係の疎明）

**第二条**　意見聴取会において利害関係人（参加人を除く。）として意見を述べようとする者は、前条第二項の書面をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

2　主務大臣は、前項の場合において、当該事案について利害関係のあることが疎明されたと認めるときは、当該利害関係人に対して、その旨を意見聴取会の期日の二日前までに通知するものとする。

（議長）

**第三条**　意見聴取会は、主務大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

（参考人）

**第四条**　議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

（不服の要旨及び理由の陳述等）

**第五条**　意見聴取会においては、最初に審査請求人若しくは異議申立人（以下「不服申立人」という。）又はこれらの代理人に不服の要旨及び理由を陳述させなければならない。

2　意見聴取会において不服申立人又はその代理人が出席しないときは、議長は、不服申立書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

3　不服申立人若しくは利害関係人又はこれらの代理人であって、第一条第二項の規定により書面を提出した者は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

（議長の議事整理権）

**第六条**　議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

2　議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

（延期及び続行）

**第七条**　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

2　前項の規定により延期又は続行をする場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公告しなければならない。この場合において、その期日及び場所を不服申立人又はその代理人に通知するものとする。

（調書）

**第八条**　議長は、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならない。

2　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

一　事案の表示
二　意見聴取会の期日及び場所
三　議長の職名及び氏名
四　不服申立人又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所
五　出席した利害関係人又はその代理人の氏名又は名称及び住所
六　出席した行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名
七　弁論、陳述又はこれらの要旨
八　証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
九　その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

（記録の閲覧）

**第九条**　不服申立人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。参加人その他書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はこれらの代理人も同様とする。

**附　則**

この省令は、行政手続法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十三号）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

## ○経済産業省・環境省令第五号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博
環境大臣　小池百合子

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一号中「主務大臣が定める基準に適合する」を「施設投入回収割合（当該施設における自動車破砕残さその他の物の投入量と回収量の割合であって、主務大臣が定める算式により算出したものをいう。）が百分の四十以上である」に改める。

様式第十三中「経済産業大臣・環境大臣（都道府県知事（市長））」を「経済産業省・環境省（都道府県（市））」に、「環境大臣」を「発行者」に改める。

**附　則**

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

## ○国土交通省令第二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣　北側　一雄

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四　「旅客自動車運送事業用自動車」とは、道路運送法第二条第三項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

五　「幼児専用車」とは、専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。

第一条第一項に次の一号を加える。